

第4回 浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設専門家委員会 要点録

【日時】令和6年(2024年)2月20日(火) 午前10時00分～午前12時00分

【場所】浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設 501 会議室

【出席】

- 1 委員（学識経験）：3人
  - (1) 宮脇 健太郎（明星大学 理工学部総合理工学科 教授）
  - (2) 荒井 喜久雄（公益社団法人 全国都市清掃会議 技術指導部長）
  - (3) 櫻井 達也（明星大学 理工学部総合理工学科 教授）
- 2 事務局：6人（事務局長、事業課長、総務課長、総務課主幹、事業係長、事業課主任）
- 3 施設運営事業者：2人（運営所長、運転所長）
- 4 傍聴者：1人

【次第】

- 1 開会
- 2 議事

提出資料をもとに、以下のとおり議論を行った。（要点）

- (1) 第3回（前回）専門家委員会で委員より頂いた意見の対応状況  
事務局：【資料1】「第3回専門家委員会でいただいたご意見に関する対応」を元に説明する。
  1. 水銀回収キャンペーンの継続実施について  
（学識より頂いていたご意見）

水銀回収キャンペーンを3市で丁寧かつしっかりと取り組んで行く必要がある。3市でごみの分別について啓発を継続することが大切である。

（組合の対応状況）

構成3市による令和5年度の水銀回収キャンペーンについて、令和5年9月1日から同年12月28日まで実施、新たな取り組みとして、持ち込まれた水銀製品と電子体温計との交換を実施。結果として、水銀製品の回収は例年に比べ増えている（【資料1-1】参照）。また、第2弾として、令和6年2月1日から同年3月29日まで水銀回収キャンペーンを継続実施している。
  2. 水銀濃度の基準値超過について  
（学識より頂いていたご意見）

施設から搬出される排気ガス中水銀濃度の公害防止基準値超過に対し、施設から周囲への公表手順、方法についてそれなりに周知の効果・反響もある様子である。次のステップとして、施設に搬入される可燃ごみに水銀が混入しないよう周知し、ごみを出す方々にごみの分別について協力をお願いすることが大切である。

(組合の対応状況)

当組合より、構成 3 市へ有害物の可燃ごみへの混入防止の徹底についてさらなる啓発を要請している。構成市にて水銀回収キャンペーンの継続実施に加え、医師会・歯科医師会・薬剤師会・介護事業所・商工業者・農業業者等、各市内事業者へ、可燃ごみへの有害物質混入防止の徹底について協力依頼がなされている。

当組合では、他の可燃ごみ処理施設へ訪問し、水銀値の超過に伴う対応について情報収集を実施した。他の施設を参考にして、構成市との水銀混入防止に対する取り組みを継続する。同時に、構成市と当組合それぞれが携帯型水銀測定装置を保有し、構成市から搬出されるごみは構成市にて、当組合へ搬入されるごみについては組合にて、携帯型水銀測定装置による水銀計測を実施することとした。なお、携帯型水銀測定装置については令和 5 年度に納品予定となっている。

### 3. 環境定点測定の測定結果表記方法について

(学識より頂いていたご意見)

現在ホームページで公開している環境定点測定の測定結果のうち二酸化硫黄、浮遊粒子状物質において、基準値・指針値の値表記について、「1 時間値の基準」や「1 時間の 1 日平均の基準」といった基準と値が混在している状況である。結果を見た方が誤解しないよう記載方法を再確認するべきである。

(組合の対応状況)

令和 5 年度夏の環境定点測定の結果よりご指摘部分についてホームページでの掲載方法の見直しを実施した(変更後の掲載物として【資料 6】参照)。

### 4. 市民からの要望(環境定点測定実施場所の追加)について

(学識より頂いていたご意見)

当該の市民要望については、環境定点測定の追加実施の要望場所である北川原公園所在地である日野市、構成 3 市とよく話し合い、結論を出すこと。

(組合の対応状況)

構成 3 市、日野市環境保全課、日野市緑と清流課と調整を実施、令和 6 年度の環境定点測定において、要望として強く上がっていた北川原公園での臭気

測定を実施する。計測方法として、搬入車両が搬入路を通過する平日及び通過のない休日について測定を実施し、結果を比較する予定となっている。

学識：携帯型水銀測定装置の導入について、運用方法等はどのようになっているか。

事務局：携帯型水銀測定装置購入に至るについて、構成3市との話し合い、市民への啓発を実施しているが、公害防止基準値の水銀超過がその後も発生しているという経緯がある。このような中、搬入されるごみの水銀を実際に測定してはどうかという話があり、予算をつけて購入することとなった。構成3市においてもごみの搬入側として同様に購入・計測をすることとなった。

携帯型水銀測定装置の使い方として、測定する対象となるごみは、家庭ごみ、事業系ごみ、国分寺市・日野市から搬入される不燃残渣（リサイクルできなかった燃えないごみ）などがあるが、これまで検査したことがなかった不燃残渣、他市においても測定実績のある事業系ごみについて測定実施を考えている。詳細については、現時点では詰め切れていない。

学識：搬入ごみへの水銀混入に対して、施設における対応は全く問題ないと考える。一番の問題点は受け入れ対策と、水際対策と感じていた。水銀回収キャンペーンをさらに手厚く実施し、水銀測定装置を独自導入することで、今後水銀の超過は減っていくと期待できる。

前回の専門家委員会で指摘した、次第（1）の3「環境定点測定の測定結果表記方法」について、表記方法は問題なく修正されていることを確認した。

学識：3点指摘あり。

【資料1】の2「水銀濃度の基準値超過」について、水銀混入防止対策をきめ細かく実施していると感じる。この中で、医師会・歯科医師会・薬剤師会へ水銀の混入防止について協力依頼をしている様子であるが、看護師が看護学科における訓練のために水銀血圧計を購入するケースがあると聞き及んでいる。こういったところも視野に入れて対応するとよい。

【資料1-1】「令和5年度水銀回収キャンペーン実施報告」について、水銀製品の回収実績が掲載されているが、水銀体温計と水銀血圧計では含まれる水銀量に大きな差がある。報告書を見た方が製品での水銀量の違いについても分かるように工夫するとよい。

【資料6】「環境定点測定結果」、(資料の左下)「基準、指針の名称」について、二酸化硫黄が環境基準、塩化水素が目標環境基準、水銀が指針値などでありこのあたりの表記に説明があると当該資料を見た方が分かりやすいと考える。

事務局：指摘3点の内、当施設にて対応可能なものについては今後協議の上、ご指摘の修正を考える。構成市が主体となっている資料については構成3市と当組合が定期的に集まり開催される構成市連絡会などで協議していきたい。

(2) 浅川清流環境組合の運転状況について

事務局：【資料2】「2023年度 維持管理情報」について、【資料2】の1頁を元に2023年12月末までの運転状況について説明する。

1号炉の運転実績日数は222日、点検期間については、4月30日から5月1日、6月9日から7月8日、8月8日から9月16日、10月7日から10月15日、11月29日から12月1日となっている。2号炉の運転日数は226日、点検期間については5月10日から5月27日、9月9日から10月1日、12月24日からとなっている。

排ガス測定について、ばいじん・硫黄酸化物・窒素酸化物・塩化水素・水銀・ダイオキシン類の測定結果はいずれも基準値内である。なお、ダイオキシン類の測定は年4回となっているため測定結果は毎月の記載ではない。

排水・悪臭の測定、騒音・振動の測定結果（1頁下段）についても値は基準値以内となっている。

【資料2】の2頁、「搬入実績」について、日野市・国分寺市・小金井市から当施設に搬入されるごみの車両台数と重量を示した資料である。ここでの車両台数、搬入量は家庭ごみを主に収集する委託業者、飲食店など事業系のごみを収集する許可業者、リサイクルに回せない汚れたプラスチックなど、日野市については日野市の施設で選別した後搬入された可燃性粗大ごみ、小金井市については粗大ごみとして収集した布団といったものの実績となっている。

「搬出実績」について、当施設から搬出される焼却灰などの実績である。搬出先は西多摩郡日の出町にある東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設であるが、焼却鉄、落じん灰は民間施設へ搬出している。

【資料2】の3頁について、上段が1号炉と2号炉のごみの焼却実績、以降は燃焼室中の燃焼ガス温度、集じん器に流入する燃焼ガス温度、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度の数値である。いずれも基準値の範囲であり、安定した燃焼管理を行っている。

【資料2】の4頁について、【資料2】の1頁の説明にあった物質の測定内容について測定日などが入った詳細となっている。

【資料2】の5頁について、放射性物質濃度測定に関する項目の結果となっている。放射性セシウムは8,000Bq(ベクレル)/kgの基準に対して、大きく下回るか、検出せずの結果となっている。また空間放射線量率は、日野市が市内の公園など8か所で測定している数値と同程度である。

【資料3】「環境監視日報2023年12月」について説明する。当施設における排気ガスの基準は、周辺5自治会と当組合で結んだ「環境保全協定」内に記載されている環境保全基準で定められた値となっている。実際の測定は、煙突入り口付近に

設置している連続測定器にて行っており、測定した数値は1時間平均をホームページ及び、公害防止情報表示盤で公表している。当組合では法規制値に加え、全国でもトップクラスの厳しい自主規制値を設け施設の運転を監視しており、参考として12月分を配布している。

【資料4】「排ガス中の水銀濃度が浅川清流環境組合の定める公害防止基準値の一時的な超過について（10月18日、11月21日・28日）」について説明する。令和5年10月18日に1号焼却炉、11月21日に2号焼却炉、そして11月28日に1号焼却炉で排ガス中の水銀の値が当組合で定める公害防止基準値を一時的に超過する事態が発生した。水銀を物理的に除去するため、排気ガス内に吹き込む活性炭の量を増量したことで、10月18日については1時間後、11月21日については2時間後に公害防止基準値を下回った。また11月28日については、排気ガス内の水銀濃度自体は下降傾向にあったものの、当該事象に伴い焼却灰の貯槽タンク容量の確保が必要な状況となったため1号焼却炉の運転を停止した。

学識：水銀基準値の話で、浅川清流環境組合では、1時間平均値（【資料3】）、年12回の測定（【資料2】）、それぞれに排ガス測定における基準値 $50\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ という値が定められている。通常は、【資料6】のように期間平均と比べて1時間平均値の基準は高く定められる。瞬間的に濃度が高く出てしまうことを許容してはいけないが、大気汚染の排出構造を考えると必ず高くなる。例として、微小粒子状物質（PM2.5）では、年平均が $15\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ に対し、日平均が $35\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ といった基準が環境基準として定められている。測定時間が短くなれば排出基準が高くなる中で、1時間平均値に対してその基準を水銀 $50\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ としており、かなり厳しい基準を自分たちで設定しているということになる。その背景、基準を定めるに至った経緯を確認したい。

理由として、排ガス測定における水銀濃度について1時間平均値に対しての基準が $50\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ というの厳しく感じる。大気汚染防止法で水銀の基準が示されているが、測定頻度についてはかなり緩い内容となっている。これに対し、浅川清流環境組合では、1時間平均値 $50\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ の基準で運転している。厳しい基準で施設を運転するのはいいことではあるが、運転の難易度を上げているようにも思える。

事務局：排ガス測定における水銀濃度の $50\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ という基準値について、施設建設にあたっては住民の方より様々なご意見をいただいた中での建設であった。その中で、住民の方から「健康のことが心配」という話をいただき、大気汚染防止法で定められているバッチ測定での $50\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ という基準を、浅川清流環境組合における連続測定器の基準として同様に適用させた。

また、連続測定器での測定値を市民の方にお見せする約束をしていた背景があった。

学識：基準値に対して、長期間平均と短期間平均で同じ値を定めている。厳しく定めたゆえ、市民の方から【資料5】のような厳しい意見につながる部分もあるかを感じている。

学識：1点目として、炉の運転日数が1号炉・2号炉とも220日前後となっている。環境省の定めるところの280日はまだだいぶ余裕があるような状況となっている。ごみは資源化・リサイクルを進めればごみの排出量は減っていく。これらに取り組んだ皆様方の成果が運転日数に表れていると感じる。これらを踏まえた、ごみの排出量の予測と実績の違いについて教えて欲しい。

2点目として、落じん灰や焼却鉄を資源化しているようであるが、差し支えなければ売却金額を教えて欲しい。

3点目として、燃焼室中の燃焼ガス温度（【資料2】3頁）が920°Cから1050°Cとなっており、ごみを完全燃焼させダイオキシンの排出量を少なくする上で非常にいい運転状態と思う。半面、温度が上がることでクリンカが発生し、炉の中が閉塞することで炉を停止せざるをえなくなるような状況も考えられる。この施設ではこのような状況は発生していないのか。

4点目として、放射線濃度について問題ない測定結果が出ている（【資料2】5頁）。焼却主灰については検出が無く、飛灰についても20から30Bq（ベクレル）/kgと非常に低い値になっている。半減期のことを考察すると経年によりこれが減っていくと思われる。もしこれらのデータがわかったら教えて欲しい。

5点目として、意見に近い内容であるが、水銀の測定について公定法はバッチ測定となっている。規制を受けない連続測定器の測定値は参考扱いとしている自治体も少なくないと思う。基準についてこの辺も確認しておくとうい。

事務局：1点目のごみの予測について、施設の設計思想として年間65,000t強の搬入量を想定、そのうち災害ごみの搬入を5,000tと見込んで作っている施設である。令和2年度の搬入実績は3市のごみの搬入量が約64,000tという状況であり、コロナ禍の影響もあったと想定される。令和3年度の搬入量については約62,000tと前年比約-2.8%の実績となっている。令和4年度の搬入量については、約60,000tと前年比約-2.4%の実績になっている。年々2%程減っているというような状況である。令和5年度の状況として、年度途中であるが現時点での比較では約-4.5%となっている。構成3市はごみの分別がかなり熱心な市である。コロナ禍ではごみが多く出されたという事情が他市でもあったようであるが、通常生活に戻りごみの量は年々減少傾向にある。

2点目の落じん灰や焼却鉄の売却について、それぞれ競争入札で売却をしている。令和5年度について、落じん灰は253,000円/t、焼却鉄については約5,200円/tで落札され、単価は年々上がっている状況である。

施設運営事業者：3点目の炉内の排ガス温度とクリンカの関係について、停炉時に炉内

の清掃を実施しクリンカが発生した場合、都度落としている。多少のクリンカの発生はあるものの、運転に影響を与えるような付き方はしていない。

事務局：4点目の放射線濃度の経年データについて次の専門家委員会で用意できれば出したいと思う。

5点目の水銀測定方法について、他市の施設は周辺に約15、16施設あるが、内約半数が連続測定器を備えていると認識している。その中には連続測定器の測定値は施設運転における参考扱いとしている施設もあると聞く。連続測定器を備えている施設がある一方、半数かこれ以上の施設は公定法で運転停止を判断している。正否で言えば公定法が根拠に基づいた測定であるが、そこも参考にしつつ、他市の状況も見ながら運転していきたい。

学識：浅川清流環境組合の、水銀は許さないという姿勢が見えた。

学識：規制基準はかなり厳しいが、より安全側での運転を行っているという評価が出来る。

### (3) 質問・要望に対する回答状況について

事務局：第3回専門家委員会の開催以降、本日に至るまでの可燃ごみ処理施設の稼働における事象に関する質問・要望については【資料5】のとおり1件あり。資料の質問・回答内容について要約説明する。

#### 1. 環境保全協定値（排ガス内の水銀濃度における環境基準値超過）の捉え方

質問：貴組合の環境保全協定値に対する考え方の説明を求める。

回答：建設時に行われた環境影響評価にて、施設の運転が周辺環境に著しい影響を及ぼすことがないとされている。施設周辺4つの公園にて定期的に測定している環境定点測定の結果では、国の定める環境指針 $0.04\mu\text{g}/\text{m}^3$ を大きく下回っており、一時的に公害防止基準値を超えても直ちに健康への影響はない。

#### 2. 水銀超過の原因について、水銀除去のプロセスについて活性炭の投入方法については $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ N（運転基準値）の水銀濃度検知でこれを物理的に吸着する活性炭の増量、 $30\mu\text{g}/\text{m}^3$ N（要監視基準値）の水銀濃度検知においては、活性炭の自動噴霧は既に上限となっており、手動にて最後の増量を実施されていることとなっているが、これを前提に以下の質問について回答を求める。

##### ① 活性炭の投入方法について

質問：活性炭の通常吹き込み量について確認したい。

回答： $0.44\text{kg}/\text{h}$ となっている。

質問：排ガスに含まれる水銀測定値が $10\mu\text{g}/\text{m}^3$  Nを超え、活性炭の投入

量を増加する手動操作を行うまで時間はどのくらいかかるのか。

回答：水銀値の測定は炉内 2 カ所で行っているが、瞬間の水銀値が上昇傾向にある場合、自動的に活性炭の噴き出し量は増加され、1 時間平均値が  $10\mu\text{g}/\text{m}^3 \text{ N}$  を超える前の段階で手動にて噴き出し量は最大となっている。

質問：活性炭を増量しても  $30\mu\text{g}/\text{m}^3 \text{ N}$ （協定を守る為の上限値）を超えた場合、どのような対策を取っているのか。

回答：2 つの作業を実施している。

1 つ目、飛灰を循環させ、消石灰を有効活用するための装置である飛灰循環装置を停止

2 つ目、ごみ処理量を減量

② 活性炭の品質と投入量について

質問：活性炭を吹き込んでも水銀が取れないのは、活性炭の品質、投入量に問題があるのではないか。

回答：当施設で利用している活性炭は、他の可燃ごみ処理施設でも使用している活性炭と同等であり、品質に問題はない。活性炭の投入量は施設設計の基準となるごみ処理量に応じて設定されており、問題はない。

③ 水銀除去装置の性能について

質問：活性炭の投入方法、品質、投入量に問題がない場合、水銀を除去できない原因は水銀除去装置そのものが欠陥品と疑われても仕方のないのではないか。

回答：当施設の活性炭供給装置は正常作動しており、また他のごみ処理施設における運用実績もあることから、欠陥品ではない。

質問：2020 年のクリーンセンター引き渡し時の性能検査はどのようになっていたか、その時に当該の問題は発生していなかったのか。

回答：水銀除去装置について性能試験は実施していない。

質問：水銀を使用した除去効率試験したとは思っていないが、運転後の発生時の除去効率について取り決めはあるのか。

回答：除去効率についての取り決めなし。

④ 超過後の炉の点検・対策について

質問：他の自治体では、協定基準値を超えると、炉を停止し、集塵機や水銀除去装置等の機器の点検・清掃を行うなどの対策を行っていると聞いている。なぜ他市で行われているこのような取り組みが日野市でできないのか市民に説明してほしい。

回答：水銀濃度測定については法律の定めにより 6 か月に 1 回行うこと

となっているが、当施設においては、毎月測定を行っている。また、自動測定機による測定も行っている。当組合が周辺自治会の皆さまとともに決めた「運転停止・再開方針」において、「自動測定機で異常な数値が検出された 24 時間後の数値（1 時間平均値）が、公害防止基準値を超過する場合も当該焼却炉を立ち下げる。」と定め、水銀の基準値超過が発生した場合、炉を停止せずに活性炭を最大量噴霧し、排ガス中の水銀濃度を監視している。

⑤ 発生した水銀を含む焼却灰・飛灰の処理方法について

質問：クリーンセンターから焼却灰搬出時、外部に漏れることはないのか、また、高濃度焼却灰は二ツ塚処分場でも受け入れないと思う。環境省は北海道の処理工場で処理をするように勧めているが、日野市も北海道で処理しているのか。それとも水銀を含まない灰と混ぜて濃度を下げ、二ツ塚処分場に搬入しているのか。

回答：運搬については、密閉された運搬車で搬出しているため、外部には漏れない。排ガス中の水銀濃度が基準値を超過した場合、速やかに東京たま広域資源循環組合に報告する。焼却灰については検査を行い、東京たま広域資源循環組合の定める基準値を満たしたことを確認した焼却灰を搬出している。

3. 対策

質問：貴所のトータルな安全対策の考え方を教えてほしい。

回答：現在、当組合では週 1 回、構成 3 市は月 1 回ずつ、搬入する事業系のごみの展開検査を実施しているが、令和 5 年度の度重なる水銀値超過を受け、当組合では今後の展開検査について、携帯型水銀測定装置を用いて行うこととした。構成 3 市も当組合の方針を受け、各市議会定例会の最終日に補正予算案を上程し、議決されている。当組合は持ち込まれるごみの検査、構成 3 市は搬入前の各施設や搬入後のピットに投入する前に測定を行う。一方、運転側の対応については、現在、臨時で活性炭の通常の噴霧量を増量しており、その結果をみた上で、今後の常時増量噴霧について、運営事業者と協議していく。

4. 質問に対する文書回答と住民説明会開催のお願い

質問：このまま 10 回目、11 回目と環境保全協定書に定める水銀濃度測定値（ $50\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ ）超過を認める訳にはいかない。早急に住民説明会を開催し市民に分かり易い説明の実施を求める。質問に対する回答を 2024 年 1 月中旬まで、住民説明会は 2024 年 2 月中旬までに開催するよう求める。

回答：構成3市及び当組合では不適物の混入を防止すべく、ごみの展開検査の実施を行っているが、搬入される全車両の検査は困難である。また、ごみピット内に投入され攪拌された膨大なごみの中から不適物を発見・除去するのは現実的に困難であるため、市民や事業者などへの適切にごみの出し方の指導、啓発の徹底などについては、構成市において説明すべきものと考えている。

いずれの公害防止基準値超過の場合も一時的な超過であり、啓発を目的とした公表はしたものの、運転停止・再開方針の基準「自動測定機で異常な数値が検出された24時間後の数値（1時間平均値）が公害防止基準値を超過」に至らなかったことから、当組合が直ちに住民説明会の開催をする必要があるとは考えていない。

学識： $50\mu\text{g}/\text{m}^3 \text{N}$  という法規制値がありこれを守ることは基本的なスタンスとなる。

しかし、環境省では当該の値が出たら直ちに健康被害が生じるわけではないとしている。数値の評価にあたっては環境アセスメントのように、環境基準値・水銀の場合は指針値、バックグラウンド濃度（環境そのものに存在する値）、施設の寄与率（バックグラウンド濃度から施設の影響で上がる値）というのを把握しておく必要がある。

バックグラウンド濃度は、他の清掃工場の影響も入っている濃度となる。浅川清流環境組合が環境へ与える影響については、そういった全体を考慮しての視点で評価することも必要になってくる。

事務局：環境アセスメントの結果も含め、住民の方への示し方について考察していきたい。

学識：【資料5】の中で「環境保全協定値」、「公害防止基準値」という言葉がある。確実に守るべき値は公定法の手順に従って測定した値が基準値を超えているかどうかである。例えば、【資料2】中の排ガス濃度については、大気汚染防止法だと6か月に1回の測定において測定し、基準値との比較をすればよいことになっている。これに対し浅川清流環境組合では毎月の測定（【資料2】）を行っており、測定結果は基準値を超過していない。法律的には全く問題ないと言える。また、環境濃度に関して、【資料6】にて水銀の大気中濃度を周辺4地点で測定しており、指針値の超過は見られない。大気汚染防止法上の問題が無い中で、浅川清流環境組合の環境保全協定値に対する認識をもう少し周辺住民の方々とすり合わせる必要がある。

$50\mu\text{g}/\text{m}^3 \text{N}$  については、値を超えたら問題とするのではなく、この値を超えないようにオペレーションをするといった数字の使い方をすべきものである。超過してはいけないのは、【資料2】と【資料6】のバッチ測定による結果である。この値の使い方・認識についてはもう一度整理をする必要があると考える。

他の施設では1時間平均値は指標値として使っている。周辺施設を参考にし、施設運転のオペレーションの指標として活用していくことは有効と感じる。

事務局：施設建設の際に住民の方から多くのご意見をいただいている中で、法定の測定よりも早く数値を共有したいという考えがあった。このため、法定の測定に加え、連続測定器においても、1時間平均値が基準値を24時間連続で超過した場合でも施設の運転を停止することとなった。

施設の運転の停止基準を法定の測定結果のみとすると、基準値超過から施設の運転停止の判断まで1か月ほど時間を要してしまう。住民の方の信頼を得る施設運転に向け、あえて連続測定器による測定結果も施設の運転停止の基準としたという背景がある。

学識：本件は、「4. 市民からの要望（環境定点測定実施場所の追加）について」内、「(3) 質問・要望に対する回答状況について」内、「質問1」内「④超過後の炉の点検・対策について」に関連してくる。排気ガス中の水銀濃度において、連続測定器の1時間平均値が $50\mu\text{g}/\text{m}^3\text{ N}$ を超過した際に、施設の運転を停止し、関連機器の内部清掃をすとした場合、恐らくほとんどの施設が動けなくなってしまう。基準としている数値の役割、指標値についてはしっかり説明できるとよい。

学識：連続測定器の数値については、施設建設時に周辺の住民の方と十分に協議した上で公表を決められたとのこと。安全側での管理がされており、排ガス中の連続測定器の測定水銀濃度が公害防止基準値である $50\mu\text{g}/\text{m}^3\text{ N}$ を超過した場合においても1時間から2時間程で当該基準値を下回り、周辺環境に影響を出すことがない非常に適切な運転管理ができていると考える。今後においては、有害物質をごみの搬入時に持ち込ませない対策と、現状の適切な対応が引き続き継続していけることが大切である。

東京二十三区清掃一部事務組合と比べると、基準値の扱い、基準値超過時の炉停止判断となる時間など違いはあるが、学識から繰り返し意見が出ているように公定法というのが法令の基準である。浅川清流環境組合にて設定されている基準はかなり厳しいものであることが共有できたと思う。

#### (4) 環境定点測定結果について

事務局：【資料6】「環境定点測定結果（令和5年度 夏季）」を元に説明する。施設の稼働にあたり、施設周辺の5自治会との意見交換において、「居住地に近い地点で環境調査を行い、可燃ごみ処理施設が稼働する前後、稼働施設の運転時・停止時の比較結果にて環境への影響がないことを示すことは、住民が抱く環境負荷への不安等を取り除くことや施設建設稼働への理解につながるのではないか」との意見

があった。このような意見を受け、当組合では環境影響評価とは別の事業として、可燃ごみ処理施設稼働前の平成29年度より、環境定点測定を実施している。測定時期・回数は施設運転時が夏季及び冬季の2回、全炉停止する冬季に1回測定をしている。測定地点は新井公園、新井わかたけ公園、落川交流センター、上落川公園の4地点である。運転時は全地点を測定し、停止時は4地点を輪番で測定しており、測定項目は【資料6】に記載の通りである。測定結果は、いずれの場所も同程度の数値であり、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されていることが望ましい基準とされている環境基準等の基準値以内の数値が出ており、隣の市である多摩市に東京都が設置している大気汚染常時監視測定局、多摩市愛宕測定局の測定値と比較しても数値は同程度となっている。

続いて、【資料7】「環境定点測定予定（令和5年度 冬季）結果未」について、こちらは令和5年度冬季に行った環境定点測定の日程・測定実施内容であり、結果の公表は後日行う予定となっている。

学識：環境定点測定について、夏季の分は【資料6】で示されているが、冬季測定の分については当該年度の結果取りまとめが間に合わないのであれば、前年度のデータがあった方が分かりやすい。土壌測定なども前年度の物を出してもらいデータを見たい。

事務局：指摘内容については次回以降用意できるよう準備する。

学識：計測結果に問題はない。定期的な測定を実施し、結果は公表していく方針となっていることが確認できた。

### 3 その他

なし

### 4 閉会

事務局：次回専門家委員会は8月に実施を予定している。各委員方には、後日日程の調整をさせて頂くのでよろしく願います。

学識：8月、またのご参集をお願いします。以上を持ち、第4回浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設専門家委員会を閉会する。